

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>はじめに一適用範囲 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（以下「JNLA」という。）は、試験事業者からの任意の申請に基づいて行われる制度である。 この文書は、<u>独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）が運用する工業標準化法（昭和24年法律第185号。以下「法」という。）</u>、<u>工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和24年政令第408号）</u>、<u>工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成9年通商産業省・厚生省・運輸省令第4号。以下「省令」という。）</u>等に基づく試験事業者に対する登録の要求事項を規定したもので、大きく二つの部分から構成している。I. では法第57条に規定された「<u>国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準（ISO/IEC 17025）</u>」を登録基準とすることを表明しており、登録申請事業者及び登録試験事業者はこれに適合することを要求している。II. では、登録申請事業者、登録試験事業者及び認定国際基準に対応する登録試験事業者（以下「<u>国際 MRA 対応認定試験事業者</u>」という。）が遵守すべき事項を定めており、<u>法及び適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項（ISO/IEC 17011）</u>に規定された要求事項に基づいている。II. は第1部（登録申請事業者に関する事項）、第2部（登録試験事業者に関する事項）及び第3部（<u>国際 MRA 対応認定試験事業者に関する事項</u>）から構成されている。 登録申請事業者は第1部が適用され、登録試験事業者は第2部が適用され、<u>国際 MRA 対応認定試験事業者</u>は第2部及び第3部が適用される。</p>	<p>はじめに一適用範囲 工業標準化法に基づく試験事業者登録制度（以下「JNLA」という。）は、試験事業者からの任意の申請に基づいて行われる制度である。 この文書は、<u>同法及び同法施行規則などの政省令に基づく試験事業者に対する登録要求事項を規定したもので、大きく2つの部分から構成している</u>。I. では同法第57条に規定された<u>国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準（ISO/IEC 17025）</u>を登録審査基準とすることを表明しており、登録申請事業者及び登録試験事業者はこれに適合することを要求している。II. では、登録申請事業者、登録試験事業者及び認定国際基準に対応する登録試験事業者が遵守すべき事項を定めており、<u>同法並びに適合性評価機関の審査及び認定を行う機関に対する一般要求事項（ISO/IEC 17011）</u>に規定された要求事項に基づいている。II. は第1部（登録申請事業者に関する事項）、第2部（登録試験事業者に関する事項）及び第3部（<u>認定国際基準に対応する登録試験事業者に関する事項</u>）から構成されている。 登録申請事業者は第1部が適用され、<u>認定国際基準に対応しない登録試験事業者</u>は第2部が適用され、<u>認定国際基準に対応する登録試験事</u></p>

<p>なお、この文書の中で機構の認定センター（以下「<u>認定センター</u>」という。）への申請又は届出が必要な場合の手続きの詳細については、「JNLA 登録の取得と維持のための手引き（JNRP22）」（以下「手引き」という。）による。また、参考のために、項目名又は規定の末尾に括弧書きで規定の基となっている参照文書及び対応条文・項目番号を示している。</p> <p>定義 この文書で用いる主な用語の定義は、<u>法、省令、ISO/IEC 17025 及び VIM3（ISO/IEC Guide 99）</u>によるほか、次による。</p> <p>登録申請事業者 <u>法</u>に基づき、試験所の登録を申請する試験事業者及び申請した試験事業者。 登録試験事業者 略 認定国際基準 <u>認定センター</u>が、<u>APLAC（アジア太平洋試験所認定協力機構）</u>、<u>ILAC（国際試験所認定協力機構）</u>等の相互承認（MRA）に署名することにより生じる試験所認定制度等の国際基準。</p>	<p><u>業者（以下「国際 MRA 対応認定事業者」という。）</u>は第2部及び第3部が適用される。</p> <p>なお、この文書の中で独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）への申請又は届け出が必要な場合などの手続きの詳細については、「JNLA 登録の取得と維持のための手引き（JNRP22）」（以下「手引き」という。）による。また、参考のために、項目名又は規定の末尾に括弧書きで規定の基となっている参照文書及び対応条文・項目番号を示している。ここで、<u>法とは工業標準化法（昭和24年法律第185号）</u>を、<u>手数料令とは、工業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令（昭和24年政令第408号）</u>を、<u>省令とは工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令（平成9年通商産業省・厚生省・運輸省令第4号）</u>を指す。</p> <p>定義 この文書で用いる主な用語の定義は、次による。</p> <p>認定機関 <u>工業標準化法に基づき試験事業者の登録を行う機関</u>。この文書では機構認定センター（英文名称：IAJapan）をいう。 登録申請事業者 <u>工業標準化法</u>に基づき、試験所の登録を申請する事業者及び申請した事業者。 登録試験事業者 略 認定国際基準 <u>認定機関</u>が、<u>APLAC、ILAC 等の地域又は国際試験所認定機関協力機構の国際相互承認（MRA）</u>に署名することにより生じる試験所認定制度の国際的な要求事項のこと。</p>
---	--

<p>国際 MRA 対応認定試験事業者 登録試験事業者のうち、認定国際基準に対応する者。 立入検査 法第 64 条に基づいて機構が行う登録試験事業者に対する現地検査。</p> <p>定期検査 認定国際基準への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するため、認定センターが行う国際 MRA 対応認定試験事業者に対する定期的な現地検査。</p> <p>I. 登録に関する一般要求事項 試験事業者に対する登録基準は、法第 57 条第 2 項に規定する試験所に関する基準である ISO/IEC 17025 とする。登録申請事業者及び登録試験事業者は、これらの該当する要求事項に適合しなければならない。</p> <p>次の各事項について、具体的な要求内容を示す。 管理上の要求事項 (ISO/IEC 17025 箇条4)</p> <p>4.1.3 組織 略 4.5.1 試験の下請負契約 法では、「登録を受けた者が登録を受けた試験所において登録を受けた試験を行ったときは、標章を付した証明書を交付できる」旨規定されているため、<u>下請負契約を結んだ試験事業者</u>（以下「<u>下請負契約者</u>」という。）のうち、登録試験事業者以外の者が行った試験結果について、JNLA 標章を付した試験証明書を発行することはできない。 <u>登録試験事業者は、JNLA 標章付き試験証明書に下請負契約者である他の登録試験事業者の試験結果を含める場合は、この文書の 5.10.6 に従</u></p>	<p>国際 MRA 対応認定事業者 登録試験事業者のうち、認定国際基準に対応する事業者。 立入検査 <u>工業標準化法第 64 条に基づいて機構が行う登録試験事業者に対する現地検査。</u> 定期検査 認定国際基準への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するため、<u>認定機関が行う国際 MRA 対応認定事業者に対する定期的な現地検査。</u></p> <p>I. 登録に関する一般要求事項 <u>機構認定センター</u>（英文略称：IAJapan。以下「<u>認定機関</u>」という。）は、<u>工業標準化法第 57 条第 2 項に規定する試験所に関する基準である ISO/IEC 17025 を試験事業者の登録審査基準とする。</u>登録申請事業者及び登録試験事業者は、これらの該当する項目に適合しなければならない。</p> <p>次の各事項について、具体的な要求内容を示す。 管理上の要求事項 (ISO/IEC 17025)</p> <p>4.1.3 組織 略 4.5.1 試験の下請負契約 <u>工業標準化法</u>では、「登録を受けた者が登録を受けた試験所において登録を受けた試験を行ったときは、標章を付した証明書を交付できる」旨規定されているため、<u>原則、登録試験事業者以外の下請負契約を結んだ試験事業者</u>（以下「<u>下請負契約者</u>」という。）が行った試験結果について、JNLA 標章を付した試験証明書を発行することはできない。 JNLA 標章付き試験証明書に<u>下請負契約を結んだ他の登録試験事業者の試験結果を含める場合は、5.10.6 項を参照すること。</u></p>
--	---

<p>うこと。 技術的要求事項 (ISO/IEC 17025 箇条5) 5.4.4 規格外の方法 JNLA 登録は日本工業規格（以下「JIS」という。）に定められている試験方法を用いて試験を実施する場合に限定している。そのため、JIS 以外の方法による試験については登録範囲外となるが、<u>JIS に「当事者間の協定によって」などと指示されている場合及び JIS に具体的な指示がない場合</u>にあっては、試験所が開発した方法、他の規格による方法での試験になる場合があり、このような場合には「規格外の方法」が適用される。</p> <p>5.4.6.2 測定の不確かさの推定 測定の不確かさの推定については、<u>認定センターが別に公表している「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針 (JNRP24)」に定めるカテゴリ分類に従い、測定の不確かさを見積もること。</u></p> <p>5.5 設備 略 5.6 測定のトレーサビリティ 測定のトレーサビリティについては、<u>認定センターが別に定める「IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針 (URP23)」に従うこと。</u></p> <p>5.9 試験結果の品質保証 <u>試験所間比較又は技能試験については、認定センターが別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24)」に従うこと。</u> <u>技能試験が提供されている製品試験について、技能試験に参加せずに結</u></p>	<p>技術的要求事項 (ISO/IEC 17025) 5.4.4 規格外の方法 JNLA 登録は日本工業規格（以下「JIS」と示す。）に定められている試験方法を実施する場合に限定している。そのため、JIS 以外の方法による試験については登録外となるが、<u>JIS により「当事者間の協定によって」等が指示されている場合及び JIS に具体的な指示がない場合</u>にあっては試験所が開発した方法、他の規格による方法での試験になる場合があり、このような場合には「規格外の方法」が適用されることとなる。</p> <p>5.4.6.2 測定の不確かさの推定 測定の不確かさの推定については、<u>別に公表している「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針」に定めるカテゴリ分類の定義に従い、測定の不確かさを見積もること。</u>(<u>附属書の参考 1 参照</u>)</p> <p>5.5 設備 略 5.6 測定のトレーサビリティ 5.6.2.2 試験 測定のトレーサビリティについては、<u>別に公表している「IAJapan 測定のトレーサビリティに関する方針 (URP23)」に従うこと。</u></p> <p>5.6.3 参照標準及び標準物質 5.6.2.2 項と同じ。</p>
--	---

<p>果の品質保証を行う場合には、技能試験に参加した場合と同等の結果の信頼性が確保される品質保証活動（注記）を行い、試験結果の同等性を実証すること。</p> <p>注記：下図は、同時参加スキームの技能試験結果を示したものである。試験所 A は「不満足」、試験所 B～試験所 K は「満足」な結果を収めている。ここで、「技能試験に参加した場合と同等の信頼性が確保される品質保証活動」とは、自身が試験所 B～試験所 K と同等の結果を出せることを客観的なデータを以て実証できる活動をいい、例えば、技能試験に参加し満足な結果を収めた登録試験事業者と試験所間比較を行うことなどが考えられる。</p> <p>図 略</p> <p>5.10 結果の報告</p> <p>登録試験事業者は、JNLA 標章付きの試験証明書の発行において、登録されている範囲外の試験結果が証明書に含まれる場合、登録されている範囲外の試験結果であることを明確に識別すること。登録範囲内の試験結果が含まれない場合は、JNLA 標章付きの試験証明書は発行できない。</p> <p>5.10.2 試験証明書（記載事項）</p> <p>(1) 試験証明書には、省令第 4 条に定められている次の各事項を記載すること。</p> <p>①～⑦ 略</p> <p>(2) ISO/IEC 17025 では、正当な除外の理由をもつ場合を除き、試験を実施した日付を試験証明書に記載することが要求されているため、登録試験事業者は、正当な除外の理由がない限り、JNLA 標章付き試験証明書には試験の実施年月日を記載すること。</p> <p>試験の実施が二日以上にわたる場合は、その期間の最初と最後の年月日又は最後の年月日を記載すること。</p>	<p>5.10 結果の報告</p> <p>JNLA 標章付きの試験証明書の発行において、登録されている試験区分以外の試験結果が証明書に含まれる場合、登録されている範囲外の試験結果であることを明確に識別すること。</p> <p>5.10.2 試験証明書</p> <p>(1) 工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第 4 条に定められている次の各事項を記載すること。</p> <p>①～⑦ 略</p> <p>(2) ISO/IEC 17025 では、正当な除外の理由をもつ場合を除き、試験を実施した日付を試験証明書に記載することが要求されているため、正当な除外の理由がない限り、JNLA 標章付き試験証明書には試験の実施年月日を記載すること。</p> <p>試験の実施が 2 日以上にわたる場合は、その期間の最初と最後の年月日又は最後の年月日を記載すること。</p>
--	---

<p>なお、JIS で試験の実施年月日の記載方法が規定されている場合は JIS を優先する。</p> <p>5.10.3 試験証明書（試験結果の解釈に必要な事項）</p> <p>(1) 登録試験事業者は、別に定める「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針（JNRP24）」に従い、カテゴリ分類の第 II 類「定量試験 A」で自ら不確かさを見積もることができると判断した試験及び第 III 類「定量試験 B」と判断した試験について、その試験結果に対する規格適合性の表明を行う場合は、本細分箇条(3)に該当する場合を除き、JNLA 標章付き試験証明書に測定の不確かさを記載すること。</p> <p>(2) JNLA 標章付き試験証明書において規格適合性の表明を行う場合、登録試験事業者は試験の結果、不確かさの大きさ及び規格値との関係に注意する必要があり、附属書（参考）「JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針」の内容を考慮して、適切な「規格適合性の表明に関する方針」をもち、文書化すること。</p> <p>(3) 登録試験事業者は、規格適合性を表明する場合、法令で規定されている場合又は試験方法を定めた JIS に試験結果への不確かさの適用若しくは不適用が規定されている場合には、その規定に従うこと。これら以外の場合であって、顧客との書面による合意がある場合には、登録試験事業者は、以下の何れかの表明をしてもよい。</p> <p>①顧客が規格適合性を判定するとき、不確かさは明示的に考慮する必要がないこと。</p>	<p>なお、JIS で試験の実施年月日の記載方法が規定されている場合は JIS を優先する。</p> <p>(3) 試験所は、別に公表している「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針」に従い、カテゴリ分類の第 II 類「定量試験 A」で自ら不確かさを見積もることができると判断した試験及び第 III 類「定量試験 B」と判断した試験について、その試験結果に対する規格適合性の表明を行う場合は、JNLA 標章付き試験証明書に測定の不確かさを記載すること。ただし、5.10.5(2)に該当する場合を除く。</p> <p>5.10.5 意見及び解釈</p> <p>(1) JNLA 標章付き試験証明書において規格適合性の表明を行う場合、試験所は試験の結果、不確かさの大きさ及び規格値との関係に注意する必要があり、附属書「試験結果の規格適合性の表明に関する指針」の内容を考慮して、適切な「規格適合性の表明に関する方針」をもち、文書化すること。</p> <p>(2) 規格適合性を表明する場合、試験方法を定めた JIS に不確かさの算定及び試験結果への適用が規定されている場合を除き、顧客との書面による合意がある場合には、測定の不確かさを考慮せず、規格適合性を判定し表明することができる。この場合、測定の不確かさを考慮せず、規格適合性を判定した旨を JNLA 標章付き試験証明書の中で明確に記載すること。また、測定の不確かさを記載しない場合であっても、測定の不確かさを見積もる必要があり、顧客から要望された場合は</p>
--	--

<p>②エンドユーザ等から「規格適合性の判定に不確かさを考慮しなくてよい」旨の意思表示（注記1）がある場合には、登録試験事業者が、測定の不確かさを考慮せずに、規格適合性を表明すること。この場合、登録試験事業者は、測定の不確かさを考慮せず、規格適合性を判定した旨をJNLA 標章付き試験証明書の中で明確に記載すること。測定の不確かさを記載しない場合であっても、登録試験事業者は測定の不確かさを見積もる必要があり、顧客から要望された場合はいつでも利用できることを確保すること。</p> <p>注記1) この意思表示には、エンドユーザ等がホームページなどで公開している情報を含み、例えばJIS登録認証機関協議会が公表するJISマーク表示制度に関する解釈集が該当する。</p> <p>(4) 登録試験事業者は、不確かさを考慮せずに規格適合性を表明する場合には、共有されたリスク（shared risk：注記2）を考慮することが望ましい。</p> <p>注記2) APLAC TC.004 (METHOD OF STATING TEST AND CALIBRATION RESULTS AND COMPLIANCE WITH SPECIFICATION) では、共有されたリスク、規格適合性に係る一つの考え方が公表されている。この文書の附属書（参考）別紙2で日本語訳（抜粋）を示す。</p> <p>5.10.6 下請負契約者から得られた試験結果 登録試験事業者が発行する JNLA 標章付き試験証明書に、<u>下請負契約者である他の登録試験事業者によって行われた試験結果を含める場合には、その下請負契約者から JNLA 標章付き試験証明書を手入手するとともに、以下の条件のすべてを満足すること。</u></p> <p>①下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいる旨を、<u>試験証明書の1頁目及び下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいる</u></p>	<p>つても利用できることを確保すること。</p> <p>APLACではTC004 (METHOD OF STATING TEST AND CALIBRATION RESULTS AND COMPLIANCE WITH SPECIFICATION) として一つの考え方が公表されている。</p> <p>5.10.6 下請負契約者から得られた試験結果 登録試験事業者が発行する JNLA 標章付き試験証明書に、<u>下請負契約を結んだ他の登録試験事業者（以下「下請負契約者」という。）によって行われた試験結果を含める場合には、下請負契約者から JNLA 標章付き試験証明書を手入手するとともに、以下の条件のすべてを満足すること。</u></p> <p>① 下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいる旨を、<u>試験証明書の JNLA 標章を付した頁に明確に記載すること。但し、複数</u></p>
--	--

<p>すべての頁に記載すること。</p> <p>②試験証明書のすべての試験結果について、下請負契約者によって行われた試験結果を明確に識別すること。</p> <p>③下請負契約者によって行われた試験範囲が自身の登録範囲外の場合は、その旨を試験証明書に明確に記載すること（第2部 1.3.1(2)参照。）。</p>	<p><u>頁にわたる試験証明書であって、全頁に JNLA 標章が付されている場合にあっては、1頁目及び下請負契約者によって行われた試験結果を含んでいる頁のみにその旨を記載すれば良いこととする。</u></p> <p>②試験証明書の各試験結果について、下請負契約者によって行われた試験結果を明確に識別すること。</p> <p>③下請負契約者によって行われた試験範囲が自身の登録範囲外の場合は、その旨を試験証明書に明確に記載すること。</p>
<p>II. 登録に関する遵守事項 登録申請事業者は登録申請の際に、登録試験事業者及び登録外国試験事業者は登録更新申請の際に、法第 62 条及び第 65 条の規定に従い、定められた手数料を機構に納めること。</p>	<p>II. 登録に関する遵守事項 登録申請事業者は登録申請の際に、登録試験事業者及び登録外国試験事業者は登録更新申請の際に、工業標準化法第 62 条及び第 65 条の規定に従い、定められた手数料を機構に納めること。</p>
<p>第1部 登録申請事業者に関する事項 1. 登録申請事業者の遵守事項（法第 57 条第1項、省令第2条第1項、ISO/IEC 17011 8.1）略 2. 登録申請後の申請書類の変更について 登録申請事業者は、登録申請後に申請書類の変更が生じた場合は、手引きに規定する様式「登録（登録の更新）申請書訂正願」により届け出ること。 3. 技能試験 登録申請事業者は、認定センターが別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針（URP24）」に従うこと。 4. 認定国際基準対応サービスの申込み 略</p>	<p>第1部 登録申請事業者に関する事項 1. 登録申請事業者の遵守事項（法第 57 条第1項、省令第2条第1項、ISO/IEC 17011 8.1）略 2. 登録審査中の申請書類の変更について 登録申請事業者は、登録審査中に申請書類の変更が生じた場合は、手引きに規定する様式「登録（登録の更新）申請書訂正願」により届け出ること。 3. 技能試験 認定センターが別に定める「IAJapan 技能試験に関する方針（URP24）」に従うこと。 4. 認定国際基準対応サービスの申込み 略</p>
<p>第2部 登録試験事業者に関する事項 1. 登録試験事業者の遵守事項 登録試験事業者が遵守しなければならない事項は、以下のとおり。 1. 1 一般要求事項（ISO/IEC 17011 8.1,(8.3)）</p>	<p>第2部 登録試験事業者に関する事項 1. 登録試験事業者の遵守事項等 登録試験事業者が遵守すべき事項等は、以下のとおり。 1. 1 一般要求事項（ISO/IEC 17011 8.1,(8.3)）</p>

登録試験事業者は、以下の事項を遵守すること。

- ①常にこの文書の規定を満足すること。
- ②登録され、かつ、登録された範囲内で実施する業務に限り登録されている旨を主張すること。
- ③JNLAの不評判を招くような方法で登録を利用しないこと。また、登録に関連して、誤解を招く又は正当でないと認定センターが見なすような表明を行わないこと。
- ④登録が取り消された場合又は登録に係る試験事業を廃止した場合は、直ちにすべての登録の引用を禁止し、登録証を返納すること。
- ⑤認定センターによる製品認証を暗示するような方法で登録を利用しないこと。
- ⑥試験結果の証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されないことを確保するよう努めること。
- ⑦広告などにおける登録の引用方法は、1. 3項の要求事項に適合させること。
- ⑧公正で誠実な業務を維持すること。

1. 2 試験証明書の発行（法第58条、法第65条第2項、省令第4条～第5条、ISO/IEC 17011 8.3.1）

登録試験事業者は、登録された範囲について JIS に定められた試験方法により試験を行ったときは、図1の標章（JNLA 標章）を付した試験証明書を発行することができる（1. 3項参照）。試験証明書の記載事項は、省令第4条及び ISO/IEC 17025 の第5.10項（結果の報告）の要求事項を満たすこと。試験証明書への署名は、登録申請書類に記載された署名又は記名押印する者（代理者を含む。）に限る。

また、試験証明書の記載事項の内容を満たしていれば、標章を付した英文による試験証明書を発行することができる。別紙1に、欄外に記載する英文の例を示す。

登録試験事業者は、以下の事項を遵守すること。

- a) 常にこの文書の規定を満足すること。
- b) 登録され、かつ、登録された範囲内で実施する業務に限り登録されている旨を主張すること。
- a) JNLA の不評判を招くような方法で登録を利用しないこと。また、登録に関連して、誤解を招く又は正当でないと認定機関が見なすような表明を行わないこと。
- a) 登録が取り消された場合又は登録に係る試験事業を廃止した場合は、直ちにすべての登録の引用を禁止し、登録証を返納すること。
- a) 認定機関による製品認証を暗示するような方法で登録を利用しないこと。
- a) 試験結果の証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されないことを確保するよう努めること。
- a) 広告などにおける登録の引用方法は、1. 3項の要求事項に適合させること。
- b) 公正で誠実な業務を維持すること。

1. 2 試験証明書の発行（法第58条、法第65条第2項、省令第4条～第5条、ISO/IEC 17011 8.3.1）

登録試験事業者は、登録された範囲について JIS に定められた試験方法により試験を行ったときは、図1の標章（JNLA 標章）を付した試験証明書を発行することができる（1. 3項参照）。試験証明書の記載事項は、省令第4条及び ISO/IEC 17025 の第5.10項（結果の報告）の要求事項を満たすこと。試験証明書への署名は、登録申請書類に記載された署名又は記名押印する者（代理者を含む。）に限る。

また、試験証明書の記載事項の内容を満たしていれば、標章を付した英文による試験証明書を発行することができる（当面は、日本語以外に使用できる言語は英語のみとする。）。別紙3に、欄外に記載する英

9/29

なお、法第58条第2項の規定に基づき、以下の事項は禁じられている。

- ② 登録試験事業者以外の者が試験証明書に JNLA 標章を付すこと
- ② 登録試験事業者が登録範囲内の試験結果を含まない試験証明書に JNLA 標章を付すこと（例：JISに定めのない試験品の結果のみの試験証明書など。）

図1 略

1. 3 登録の引用について（法第58条、ISO/IEC 17011 7.1.2 d),8.3.1,(8.1)）

登録試験事業者は、標章の使用、取扱いなどの登録の引用に関する方針をもつこと。

1. 3. 1 試験証明書への標章の使用

(1) 略

(2) 登録試験事業者は、標章付きの試験証明書に登録範囲外の試験結果を含める場合は、以下の条件のすべてを満足すること。

①登録範囲外の試験結果を含んでいる旨を、試験証明書の1頁目及び登録範囲外の試験結果を含んでいるすべての頁に記載すること。一通の試験証明書において、標章を付した頁と標章を付さない頁が混在する場合には、標章を付した頁に登録範囲外の試験結果を含めてはならない。

②試験証明書のすべての試験結果について、登録範囲内又は登録範囲外の識別が証明書上で明確にできること。

1. 3. 2 広告等における標章の使用

登録試験事業者は、標章を単独で試験証明書以外に使用することはできないが、試験事業者登録制度の普及・啓発の必要性に鑑み、以下の条件のすべてを満たす場合は、標章をパンフレット、レターヘッド、その他

文の例を示す。

なお、登録試験事業者以外の者が発行する試験証明書に JNLA 標章を使用することは工業標準化法で禁じられている。

図1 略

1. 3 登録の引用について（法第58条、ISO/IEC 17011 7.1.2 d),8.3.1,(8.1)）

登録試験事業者は、標章の使用、取扱いなどの登録の引用に関する方針をもつこと。このとき、以下の1. 3. 2項により標章を使用する場合は、事前に認定機関の確認を得ること。

1. 3. 1 試験証明書への標章の使用

(1) 略

(2) 標章付きの試験証明書に登録範囲外の試験結果を含める場合は、以下の条件のすべてを満足すること。

①登録範囲外の試験結果を含んでいる旨を試験証明書の標章を付した頁に明確に記載すること。但し、複数頁にわたる試験証明書であって、全頁に JNLA 標章が付されている場合にあっては、1頁目及び登録範囲外の試験結果を含んでいる頁のみにその旨を記載すれば良いこととする。

②試験証明書の各試験結果について、登録範囲内又は登録範囲外の識別が証明書上で明確にできること。

1. 3. 2 広告等における標章の使用

標章を単独で試験証明書以外に使用することはできないが、試験事業者登録制度の普及・啓発の必要性に鑑み、以下の条件のすべてを満たす場合は、標章をパンフレット、レターヘッド、その他の広告文書に

10/29

の広告文書に使用することができる。

- (1) 標章は、標章を説明する文章の中で用いる。
- (2) 説明する文章の文字は、肉眼で明瞭に読みとれる大きさである。
- (3) 製品が認証されているとの誤解を与えるような標章の使用をしていない。例えば、試験用試料、製品、製品の一部又はそのケースへの貼付等が該当する。

別紙2に、使用できる文章の例を示す。例外の使用については、事前に認定センターの確認を得ること。

1. 3. 3 標章を使用しない登録の引用について

- (1) 登録試験事業者は、取引に関する文書等において、標章を使用せずに登録試験事業者であることを引用する場合には、登録範囲（試験所、区分）を明確にすること。
- (2) 登録試験事業者は、標章を付していない登録範囲外の試験証明書に、JNLAで登録されている旨の表記を含めてもよいが、その試験証明書の試験結果が登録範囲内であるかのような誤解を与える表現を用いてはならない。別紙3に引用できる文章の例を示す。

1. 4 技能試験 略

1. 5 報告徴収及び立入検査（法第64条）

機構が必要と認める場合、法に基づく報告徴収又は立入検査を行うことがある。立入検査の際、登録試験事業者は、文書の検査、すべての試験区域への立入り、記録の閲覧及び職員との接見を含む必要な便宜と協力を機構に提供すること。

また、立入検査に際して、登録外国試験事業者にあつては、外国の試験所への旅費に相当する費用を納入すること（法第65条第4項）。

使用することができる。

- (1) 標章を、登録の範囲と共に標章を説明する文章の中で用いるとき。
- (2) 説明する文章の文字は、肉眼で明瞭に読みとれる大きさであること。
- (3) 標章は、製品が認証されているとの誤解を与えるような使用をしていないこと。例えば、試験用試料、製品、製品の一部又はそのケースへの貼付等が該当する。

別紙1に、使用できる文章の例を示す。

1. 3. 3 標章を使用しない登録の引用について

- (1) 登録試験事業者は、取引に関する文書等において登録試験事業者であることを引用する場合には、登録範囲（試験所、区分）を明確にすること。
- (2) 登録試験事業者は、登録範囲外の試験証明書にJNLAで登録されている旨の表記を含めてもよいこととするが、その試験証明書の結果が登録範囲内であるかのような誤解を与える表現を用いてはならない。別紙2に引用できる文章の例を示す。

1. 4 技能試験 略

1. 5 報告徴収及び立入検査（法第64条）

機構が必要と認める場合、法に基づく報告徴収又は立入検査を行うことがある。立入検査の際、登録試験事業者は、文書の検査、全ての試験区域への立入り、記録の閲覧及び職員との接見を含む必要な便宜と協力を機構に提供すること。

また、立入検査に際して、登録外国試験事業者にあつては、外国の試験所への旅費に相当する費用を納入すること。

注）法に基づいて、登録外国試験事業者には旅費が課せられるが、これは、通常、外国旅費が国内旅費に比べて極端に高額であるためである。

1. 6 登録の更新（法第59条、省令第6条）

- (1) 登録試験事業者は、登録日から4年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって登録が失効する。登録試験事業者は、登録の更新を希望する場合は、登録の有効期間の満了の日の5ヶ月前までに登録の更新申請を行うこと。
- (2) 登録試験事業者は、登録の更新を希望しない場合は、登録の有効期間満了後、直ちに登録証を認定センターに提出するとともに、一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。
- (3) 初回登録後、別の試験方法の区分の登録（以下「追加登録」という）を受けた登録試験事業者で、初回登録範囲に係る登録の更新を希望しない場合は、初回登録範囲の登録の有効期間満了後、直ちに法に基づく立入検査を行い、追加登録範囲に係るISO/IEC 17025の4項（管理上の要求事項）の適合状況について確認を行う（国際MRA対応認定試験事業者については、第3部1.6を参照）。また、当該事業者が、追加登録範囲の登録の更新を希望する場合は、ISO/IEC 17025の全項目について適合状況の確認を行う。

1. 7 変更届（法第57条、省令第2条第2項、ISO/IEC 17011 7.12.7.13.1,7.13.2,8.1.2）

- (1) 登録試験事業者は、登録された試験方法の区分において、その区分内に試験方法を追加する場合若しくは区分内の一部試験方法を廃止した場合、又は以下の①～⑥に掲げる事項について変更があった場合には、その変更について手引きに定める様式「登録内容等変更届出書」によって届け出ること。
なお、②のうち試験結果に重大な影響を及ぼす器具、機械、装置、③、④及び⑤については、ISO/IEC 17011においても重要な事項とされているので、遅滞なく届け出ること。

1. 6 登録の更新（法第59条、省令第6条）

- (1) 登録試験事業者は、登録日から4年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって登録が失効する。登録の更新を希望する場合は、登録の有効期間の満了の日の5ヶ月前までに登録の更新申請を行うこと。
- (2) 登録の更新を希望しない場合は、登録の有効期間満了後、直ちに登録証を認定機関に提出するとともに、一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。
- (3) 初回登録後、別の試験方法の区分の登録（以下「追加登録」という）を受けた登録試験事業者で、初回登録範囲に係る登録の更新を希望しない場合は、初回登録範囲の登録の有効期間満了後、直ちに法に基づく立入検査を行い、追加登録範囲に係るISO/IEC 17025の4項（管理上の要求事項）の適合状況について確認を行う。（国際MRA対応認定事業者については、第3部1.6を参照）また、当該事業者が、追加登録範囲の登録の更新を希望する場合は、ISO/IEC 17025の全項目について適合状況の確認を行う。

1. 7 変更届（法第57条、省令第2条第2項、ISO/IEC 17011 7.12.7.13.1,7.13.2,8.1.2）

- (1) 登録試験事業者は、登録された試験方法の区分において、その区分内に試験方法を追加する場合又は区分内の一部試験方法を廃止した場合、また、試験事業を実施する上で重要な事項について変更があった場合には、その変更について手引きに定める様式「登録内容等変更届出書」によって届け出ること。重要な事項として届け出が必要な項目としては、以下のものがある。
②のうち試験結果に重大な影響をもつ設備機器類及び③、④、⑤については、ISO/IEC 17011においても重要な項目とされているので、遅滞なく届け出ること。

①～⑥ 略

(2) 試験所の移転等、変更内容により認定センターが登録基準への継続的な適合状況について現地での確認が必要と判断した場合は、登録試験事業者に対し法に基づく立入検査を行う。

(3) この文書で規定する要求事項、登録基準及びその他認定センターが規定する要求事項に関する変更について、認定センターから正当な通知を受けた場合には、登録試験事業者は、指示された期間内にその業務手順について必要な変更を行うこと。また、変更が完了した時点で、その旨を認定センターへ届け出ること。

変更内容の例は手引きを参照のこと。

2. 事業の承継 (法第 60 条、ISO/IEC 17011 8.1.2)

登録試験事業者が登録を受けた試験所に係る試験事業の全部を譲渡し(注記)、又は登録試験事業者について相続、合併若しくは分割(当該登録を受けた試験所に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その登録を受けた試験所に係る試験事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により試験事業の全部を承継した法人は、以前の登録試験事業者の地位を承継することができる。

登録試験事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面及び登録証を添えて、手引きに規定する様式「事業承継届出書」により承継した旨を認定センターに届け出ること。また、同時に、手引きに規定する様式「登録の一般要求事項の確認について(事業承継)」を提出すること。

注記：ここで「登録を受けた試験所に係る試験事業の全部譲渡」とは、当該試験所の管理主体を含め、試験事業のすべてが A 法人から B 法人に譲渡されること(株式のみの譲渡を含む。)をいう。A 法人から B 法人に譲渡される際、管理主体、試験設備等の一部が譲渡されなかった場

①～⑥ 略

(2) 試験所の移転等、変更内容により認定機関が登録基準への継続的な適合状況について現地での確認が必要と判断した場合は、法に基づく立入検査を行う。

(3) この規定の要求事項、登録審査基準及びその他認定機関が規定する要求事項に関する変更について、認定機関から正当な通知を受けた場合には、登録試験事業者は、指示された期間内にその業務手順について必要な変更を行うこと。また、変更が完了した時点で、その旨を認定機関へ届け出ること。

変更内容の例は手引きを参照のこと。

2. 事業の承継 (法第 60 条、ISO/IEC 17011 8.1.2)

登録に係る試験事業の全部が譲渡され、又は登録試験事業者の相続若しくは合併があったときは、その試験事業を譲り受けた者、相続人又は合併により設立した法人は、以前の登録試験事業者の地位を承継することができる。

登録試験事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面及び登録証を添えて、手引きに規定する様式「事業承継届出書」により承継した旨を機構に届け出ること。また、同時に、手引きに規定する様式「登録の一般要求事項の確認について(事業承継)」を提出すること。

合には、「試験事業の全部譲渡」に該当せず、譲渡契約が成立した時点で当該試験所の登録が失効することがある。

3. 事業の廃止 (法第 61 条、ISO/IEC 17011 8.1.2)

登録試験事業者は、登録を受けた試験方法の区分の一部又はすべてに係る試験事業を廃止したときは、遅滞なく、手引きに規定する様式「事業廃止届出書」に登録証を添えて認定センターに届け出ること。

また、登録試験事業のすべてを廃止したときは、直ちに一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。

なお、登録を受けた試験方法の区分において、その区分内の一部試験方法を廃止したときは、変更届を提出すること。(1. 7 項参照)

4. 登録の取消し (法第 63 条、法第 65 条第 3 項)

以下のいずれかに該当する場合、登録が取り消されることがある。

(1) 登録を受けた試験所が法第 57 条第 2 項の登録基準に適合しなくなったとき。

(2) 不正の手段により法第 57 条第 1 項の登録を受けたとき。

(3) 登録外国試験事業者の場合には、求めた報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

(4) 登録外国試験事業者の場合には、検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

(5) 登録外国試験事業者の場合には、立入検査に要する費用を負担しないとき。

登録試験事業者は、登録の取消しを受けた場合は、直ちに一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。

5. 登録等の決定に関する試験事業者の権利

試験事業者は、試験事業者の登録若しくは登録拒否又は登録取消しの決定に関して不服がある場合には、認定センターに対して不服申立てを行うことができる。不服申立ては、意見を述べる機会の提供などを含めて

3. 事業の廃止 (法第 61 条、ISO/IEC 17011 8.1.2)

登録試験事業者は、登録を受けた試験方法の区分の一部又はすべてを廃止したときは、遅滞なく、手引きに規定する様式「事業廃止届出書」に登録証を添えて機構に届け出ること。

また、登録試験事業のすべてを廃止したときは、直ちに一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。

なお、登録を受けた試験方法の区分において、その区分内の一部試験方法を廃止したときは、変更届を提出すること。(1. 7 項参照)

4. 登録の取消し (法第 63 条、法第 65 条第 3 項)

以下のいずれかに該当する場合、登録が取り消されることがある。登録試験事業者は、登録の取消しを受けた場合は、直ちに一切の登録の引用及び標章の使用を停止すること。

(1) 法第 57 条第 2 項の登録のための基準に適合しなくなったとき。

(2) 不正の手段により法第 57 条第 1 項の登録を受けたとき。

(3) 登録外国試験事業者の場合には、求めた報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

(4) 登録外国試験事業者の場合には、検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

(5) 登録外国試験事業者の場合には、立入検査に要する費用を負担しないとき。

5. 登録等の決定に関する試験事業者の権利

試験事業者の登録又は登録取消しの決定に関して不服がある場合には、認定機関に対して不服申立てを行うことができる。不服申立ては、意見を述べる機会の提供などを含めて公正に処理され、その結果は不

公正に処理され、その結果は不服申立て者に通知される。また、試験事業者は、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく処分の取消し訴訟ができる。

6. 認定国際基準対応サービスの申込み 略

第3部 国際MRA対応認定試験事業者に関する事項

1. 国際MRA対応認定試験事業者の遵守事項

国際MRA対応認定試験事業者が遵守しなければならない事項は、第2部及び以下による。

1. 1 一般要求事項

第2部の1. 1に同じ。

1. 2 試験証明書の発行 (ISO/IEC 17011 8.3.1)

第2部の1. 2に加え、以下(1)~(3)のとおり。

なお、国際MRA対応認定試験事業者は、図2に示す認定シンボルの使用及び認定国際基準に適合している旨の記載ができる。

(1) 認定シンボルは、原則として、単色で使用する。単色使用でない場合には図2に示す色で使用する。

(2) 国際MRA対応認定試験事業者は、認定に係る事業を廃止した場合には、直ちに認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止すること。

(3) 国際MRA対応認定試験事業者は、認定が一時停止又は取消しになった場合には、直ちに認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止すること。

服申立て者に通知される。また、試験事業者は、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく処分の取消し訴訟ができる。

6. 認定国際基準対応サービスの申込み 略

第3部 国際MRA対応認定事業者に関する事項

1. 国際MRA対応認定事業者が認定を維持するための遵守事項

国際MRA対応認定事業者が認定を維持するために遵守しなければならない事項は、第2部及び以下による。

1. 1 一般要求事項

第2部の1. 1と同じ。

1. 2 試験証明書の発行 (ISO/IEC 17011 8.3.1)

第2部の1. 2に加え、次のとおり。

なお、国際MRA対応認定事業者は、図2に示す認定シンボルの使用及び認定国際基準に適合している旨の記載ができる。

備考

(1) 認定機関は試験証明書に付されるこの認定シンボルを国際MRA対応のものとして、ILAC/APLACに登録している。

(2) 認定シンボルは、原則、単色で使用する。単色使用でない場合には図2に示す色で使用する。

(1) 国際MRA対応認定事業者は、認定に係る事業を廃止した場合には、直ちに認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止すること。

(2) 国際MRA対応認定事業者は、認定が一時停止又は取消しになった場合には、直ちに認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止すること。

図2 略

備考：認定センターは、試験証明書に付される図2の認定シンボルを、国際MRA対応のものとして、ILAC及びAPLACに登録している。

1. 3 認定の引用について (ISO/IEC 17011 8.3.1)

国際MRA対応認定試験事業者は、認定シンボルの使用、取扱いなどの認定の引用に関する方針をもつこと。

1. 3. 1~1. 3. 3

第2部の1. 3. 1~1. 3. 3に同じ。ただし、規定中の「標章」を「認定シンボル」と読み替える。

なお、ILAC-MRAマークを含む認定シンボルは名刺に使用することはできず、図3に示す認定シンボルを使用すること。また、別紙2に示す例以外の使用については、事前に認定センターの確認を得ること。

図3 略

1. 4 技能試験 (ISO/IEC 17011 7.15、APLAC MR001の3.3項)

国際MRA対応認定試験事業者は、認定センターが別に定める「IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)」に従うこと。

1. 5 定期検査

第2部の1. 5に規定する立入検査等の可能性に加え、認定センターは国際MRA対応認定試験事業者に対して認定国際基準への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するため、国際MRA対応認定試験事業者との契約に基づく定期検査を行う。国際MRA対応認定試験事業者は、必要な定期検査手数料を支払わなければならない。国際MRA対応認定試験事業者は、定期検査の際、文書の確認、すべての試験区域への立入り、記録の閲覧及び職員との接見を含む必要な便宜と協力を認定センターに提供すること。

図2 略

1. 3 認定の引用について (ISO/IEC 17011 8.3.1)

国際MRA対応認定事業者は、認定シンボルの使用、取扱いなどの認定の引用に関する方針をもつこと。このとき、以下の1. 3. 2により認定シンボルを使用する場合には、事前に認定機関の確認を得ること。

1. 3. 1~1. 3. 3

第2部の1. 3. 1~1. 3. 3と同じ。ただし、規定中の「標章」を「認定シンボル」と読み替える。

なお、ILACマークを含む認定シンボルは名刺に使用することはできず、図3に示す認定シンボルを使用すること。

図3 略

1. 4 技能試験 (ISO/IEC 17011 7.15、APLAC MR001の3.3項)

国際MRA対応認定事業者は、認定センターが別に定める「IAJapan技能試験に関する方針 (URP24)」に従うこと。

1. 5 定期検査

第2部の1. 5に規定する立入検査等の可能性に加え、認定機関は国際MRA対応認定事業者に対して認定国際基準への継続的な適合及び技術能力の維持を確認するため、国際MRA対応認定事業者との契約に基づく定期検査を行う。国際MRA対応認定事業者は、必要な定期検査手数料を支払わなければならない。また、定期検査の際、文書の確認、全ての試験区域への立入り、記録の閲覧及び職員との接見を含む必要な便宜と協力を認定機関に提供すること。

注記：国際 MRA 対応認定試験事業者に対して、法に基づく立入検査を実施する場合、契約に基づく定期検査の周期を考慮し、法に基づく立入検査と同時に定期検査を実施し、認定国際基準への継続的な適合状況を確認する場合がある。

(1) 定期検査の種類

①初回認定後 1 年以内に実施する定期検査（部分検査）

初回認定後 1 年以内の定期検査は、要求事項を部分的に確認する部分検査である。この部分検査は、主に、初回認定審査において発見された不適合、懸念事項等の是正状況、内部監査及びマネジメントレビューの実施状況、技術的記録の管理状況等を現地で確認する。

② 2 年ごとの定期検査（全項目検査）

2 年ごとの定期検査は、初回審査時と同様に、全認定範囲について ISO/IEC 17025 の全要求事項を確認する全項目検査である。

なお、法に基づく登録更新審査を受けた場合は、これを定期検査（全項目検査）と見なす。

(2) 定期検査の周期

原則として、初回認定後 1 年以内に定期検査（部分検査）を実施し、その後 2 年以内（初回認定後 3 年以内）に定期検査（全項目検査）を実施する。その後は、法に基づく登録更新審査（登録から 4 年以内）を受けた後、原則として 2 年以内に定期検査（全項目検査）を実施し、この周期を繰り返す。

なお、初回登録日と初回認定日が異なる国際 MRA 対応認定試験事業者は、定期検査の周期の起算日を初回登録日とする。

1. 6 認定の失効

国際 MRA 対応認定試験事業者は、第 2 部 1. 6 の登録の更新をしない場合、登録の有効期間満了と同時に国際 MRA 対応認定試験事業者としての認定を失効する。

注) 国際 MRA 対応認定事業者に対して、法に基づく立入検査を実施する場合、契約に基づく定期検査の周期を考慮し、法に基づく立入検査と同時に定期検査を実施し、認定基準への継続的な適合状況を確認する場合がある。

(1) 定期検査の種類

①初回認定後 1 年以内に実施する定期検査（部分検査）

初回認定後 1 年以内の定期検査は、要求事項を部分的に確認する部分検査である。この部分検査は、主に、初回認定審査において発見された不適合事項及びその他観察事項の是正状況、内部監査及びマネジメントレビューの実施状況、技術的記録の管理状況等を現地で確認する。

② 2 年ごとの定期検査（全項目検査）

2 年ごとの定期検査は、初回審査時と同様に全認定範囲について ISO/IEC 17025 の全要求事項を確認する全項目検査である。

なお、法に基づく登録更新審査を受けた場合は、これを定期検査（全項目検査）と見なす。

(2) 定期検査の周期

原則として、初回認定後 1 年以内に定期検査（部分検査）を実施し、その後 2 年以内（初回認定後 3 年以内）に定期検査（全項目検査）を実施する。その後は、法に基づく登録更新審査（登録から 4 年以内）を受けた後、原則として 2 年以内に定期検査（全項目検査）を実施し、この周期を繰り返す。

なお、初回登録日と初回認定日が異なる国際 MRA 対応認定事業者は、定期検査の周期の起点日を初回登録日とする。

1. 6 認定の失効

国際 MRA 対応認定事業者は、第 2 部 1. 6 の登録の更新をしない場合、登録の有効期間満了と同時に国際 MRA 対応認定事業者としての認定を失効する。

認定失効後、登録証とともに、直ちに認定証を認定センターに届け出るとともに、一切の認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止すること。（第 2 部 1. 6 参照）

1. 7 変更届（ISO/IEC 17011 8.1.3）

第 2 部の 1. 7 に同じ。登録証とともに、認定証を添えて届け出ること。

1. 8 認定に用いられる規格を用いた認証行為の禁止（IAF-ILAC JGA2007 Sydney Resolution 7）

国際 MRA 対応認定試験事業者は、認定に用いられる規格（例えば、ISO/IEC 17025）を用いて認証行為を行わないこと。下請負契約者が ISO/IEC 17025 を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければならない場合があるが、下請負契約者に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行するものであって ISO/IEC 17011 に基づく認証又は認定ではない旨を明記すること。

2. 事業の承継（ISO/IEC 17011 8.1.2）

第 2 部の 2. に同じ。登録証とともに、認定証を添えて届け出ること。

3. 事業の廃止（ISO/IEC 17011 8.1.2）

第 2 部の 3. に同じ。登録証とともに、認定証を添えて届け出ること。

4. 認定の一時停止、取消し（ISO/IEC 17011 7.1.3）

国際 MRA 対応認定試験事業者が認定国際基準に適合していないおそれがある場合又は国際 MRA 対応認定試験事業者が認定を維持するための遵守事項が遵守されない場合は、その内容の重要度を考慮して、その認定の一時停止を行う場合がある。また、以下のいずれかに該当する場合は、認定を取り消す。当該認定の一時停止又は取消しを受けた場合には、直ちに認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止すること。

認定失効後、登録証とともに、直ちに認定証を認定機関に届け出るとともに、一切の認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止すること。（第 2 部 1. 6 参照）

1. 7 変更届（ISO/IEC 17011 8.1.3）

第 2 部の 1. 7 と同じ。登録証とともに、認定証を添えて届け出ること。

1. 8 認定に用いられる規格を用いた認証行為の禁止（IAF-ILAC JGA2007 Sydney Resolution 7）

認定に用いられる規格（例えば、ISO/IEC 17025）を用いて認証行為を行わないこと。下請負事業者が ISO/IEC 17025 を含む認定規格に適合しているかの評価を行わなければならない場合があるが、下請事業者に対して文書を発行する場合、この文書は下請負の目的で発行するものであって ISO/IEC 17011 に基づく認証又は認定ではない旨を明記すること。

2. 事業の承継（ISO/IEC 17011 8.1.2）

第 2 部の 2. と同じ。登録証とともに、認定証を添えて届け出ること。







3. 事業の廃止（ISO/IEC 17011 8.1.2）

第 2 部の 3. と同じ。登録証とともに、認定証を添えて届け出ること。

4. 認定の一時停止、取消し（ISO/IEC 17011 7.1.3）

国際 MRA 対応認定事業者が認定国際基準に適合していない恐れがある場合又は国際 MRA 対応認定事業者が認定を維持するための遵守事項が遵守されない場合は、その内容の重要度を考慮して、その認定の一時停止を行う場合がある。また、以下のいずれかに該当する場合は、認定を取り消す。当該認定の一時停止又は取消しを受けた場合には、直ちに認定シンボル及び認定国際基準に適合している旨の表記を停止すること。

<p>(1) 一時停止中の国際 MRA 対応認定試験事業者が改善を行わなかった場合。</p> <p>(2) 定期検査を受けない、IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24) に適合しない等、認定国際基準の要件を満たさなかった場合。</p> <p>(3) 認定の地位の表明又は認定シンボルの使用に当たって、認定センターの評判を落とすような若しくは認定事実と異なる表明又は使用があった場合。</p> <p>(4) 定期検査等に要する費用を負担しない場合。</p> <p>5. 認定等の決定に関する試験事業者の権利 第2部の5. に同じ。</p> <p>6. 認定国際基準対応サービスの解約 国際 MRA 対応認定試験事業者は、認定国際基準対応サービスを解約（一部解約を含む）する場合は、手引きに規定する様式「認定国際基準対応サービス辞退届」に認定証を添えて届け出ること。</p>	<p>(1) 一時停止中の国際 MRA 対応認定事業者が改善を行わなかった場合。</p> <p>(2) 定期検査を受けない、技能試験に参加しない等認定国際基準の要件を満たさなかった場合。</p> <p>(3) 認定の地位の表明又は認定シンボルの使用に当たって、認定機関の評判を落とすような若しくは認定事実と異なる表明又は使用があった場合。</p> <p>(4) 定期検査等に要する費用を負担しない場合。</p> <p>5. 認定等の決定に関する試験事業者の権利 第2部の5. と同じ。</p> <p>6. 認定国際基準対応サービスの解約 国際 MRA 対応認定事業者は、認定国際基準対応サービスを解約（一部解約を含む）する場合は、手引きに規定する様式「認定国際基準対応サービス辞退届」に認定証を添えて届け出ること。</p>
<p>附則 略</p>	<p>附則 略</p>
<p>別紙1 英文試験証明書の欄外に記載する英文の例 英文試験証明書の欄外に記載する英文の例</p> <p>1. 書面による承認なしの複製を禁じる文言の例 和文：発行機関の書面による承認なしにこの証明書の一部のみを複製して用いることは禁じられています。 英文 略</p> <p>2. ISO/IEC 17025 に適合している旨の記載例 和文 略 英文 略</p> <p>3. APLAC 及び ILAC の相互承認に加盟している旨の記載例 和文 略</p>	<p>別紙3 英文試験証明書の欄外に記載する英文の例 英文試験証明書の欄外に記載する英文の例</p> <p>1. 事前の承認なしの複製を禁じる文言の例 和文：発行機関の事前の承認なしにこの証明書の一部のみを複製して用いることは禁じられています。 英文 略</p> <p>2. ISO/IEC 17025 に適合している旨の記載例 和文 略 英文 略</p> <p>3. APLAC 及び ILAC の相互承認に加盟している旨の記載例 和文 略</p>

<p>英文 略 備考：3. の標記は国際 MRA 対応認定試験事業者のみ記載することができる。</p> <p>別紙2 標章の使用可能な例 標章の使用可能な例（パンフレット、レターヘッド、その他の広告文書への使用）</p> <p>凡例： は標章を、また、XXXXXX.JP は登録番号を示す。</p> <p>例1  は、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度の標章です。 当社（当法人、弊社等可）●●試験所（▲▲試験センター、検査課等可）は、××試験区分（分野）の登録試験事業者で、XXXXXX.JP は当試験所の登録番号です。</p> <p>例2 当社●●試験所は、工業標準化法試験事業者登録制度に基づく登録試験事業者で、××試験方法他×件の登録を受けています。試験結果には、下の標章がついた試験証明書を発行することができます。</p> <p> XXXXXX.JP は当試験所の登録番号です。</p> <p>XXXXXX.JP 例3</p>	<p>英文 略 備考：3. の標記は国際 MRA 対応認定事業者のみ記載することができる。</p> <p>別紙1 標章の使用可能な例 標章の使用可能な例（パンフレット、レターヘッド、その他の広告文書への使用）</p> <p>凡例： は標章を、また、○○△△は登録番号を示す。</p> <p>例1  は、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度の標章です。 当（当社、当法人、弊社等可）試験所（試験センター、検査課等可）は、××試験区分（分野）の登録試験事業者で、○○△△は当試験所の登録事業者番号です。</p> <p>例2 当（当社、当法人、弊社等可）試験所（試験センター、検査課等可）は、工業標準化法試験事業者登録制度に基づく登録試験事業者で、××試験方法他×件の登録を受けています。試験結果には、下の標章がついた試験証明書を発行することができます。</p> <p> ○○△△は当試験所の登録事業者番号です。</p> <p>○○△△ 例3</p>
---	--



は、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度の標章で、当社●●試験所は、××試験区分（分野）の登録試験事業者です。

(XXXXXXJP は当試験所の登録番号です。)

XXXXXXJP

備考：これらの文言に加えて「JNLA は、登録基準として 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準を用いています。」の文言を入れることができる。

国際 MRA 対応認定試験事業者は、「当社は APLAC 及び ILAC の相互承認の署名者である IAJapan により認定された試験所であり、認定国際基準に対応しています。」の文言を入れることができる。

標章の使用可能な例（名刺への使用）

例 4



XXXXXXJP

当社●●試験所は JNLA 登録試験事業者です。

XXXXXXJP は当試験所の登録番号です。

別紙 3 標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例

標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例

例 1～例 3 略

附属書（参考）JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針

1. 目的

この附属書は、新 JIS マーク制度創設に伴う法令改正により、鋳工業品の JIS への適合表明を行う際、JNLA 登録試験事業者等が発行する試



は、工業標準化法に基づく試験事業者登録制度の標章で、当試験所は、××試験区分（分野）の登録試験事業者です。

(○○△△は当試験室の登録事業者番号です。)

○○△△

備考：これらの文言に加えて「JNLA は、登録基準として 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準を用いています。」の文言を入れることができる。

国際 MRA 対応認定事業者は、「当社は APLAC 及び ILAC の相互承認の署名者である認定機関により認定された試験所であり、認定国際基準に対応しています。」の文言を入れることができる。

別紙 2 標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例

標章を使用せずに登録状況を引用する文章の例

例 1～例 3 略

附属書 JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針

1. 経緯及び目的

試験所・校正機関の認定（登録）制度における試験・校正結果の不確かさの推定について、校正分野においては、ISO/IEC Guide 25 以前の

験証明書を活用するに当たって、試験結果の不確かさを規格適合性の評価において取り扱うための指針を示すことを目的とする。個々の指針は、認定センターが定める「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針（JNRP24）」の 4. 2 「カテゴリー分類の定義」によるカテゴリー毎に規定する。*1

2. JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針 略

(1) カテゴリー分類 第 I 類「定性試験」略

(2) カテゴリー分類 第 II 類「定量試験 A」

(2)–1 ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 注記 2 に規定される所定の要件を満たした JIS の試験方法に厳密にしたがって試験を行う場合、規格値は所定の不確かさが考慮された上で決められていると考えることができるた

ら、校正機関に対し不確かさの推定が要求されていたため、校正結果に不確かさの表記がなされてきた長い歴史を持っている。これに対し、試験分野においては、不確かさの推定が求められるようになったのは、試験所に対する要求事項である ISO/IEC 17025:1999 が制定されてからであり歴史が浅いことから、JNLA の試験所登録の審査において試験所に対し不確かさの推定ができる能力を要求してきているものの、試験報告書には、これまで試験結果に不確かさの表記がなされていない状態であった。

また、JNLA の証明書の記載事項を定めている「工業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令」において、当初その第四条第一号で「製品試験により得られた値を記載する証明書であり、日本工業規格との適合性を証明するものではない旨の表記」を証明書中に記載することが規定されていたため、試験結果の規格適合性を判定する際に、不確かさをどの様に考慮すべきかについて検討されていなかった。

しかし、新 JIS マーク制度創設に伴う法令改正により、鋳工業品の JIS 規格への適合表明を行う際、JNLA 登録試験事業者等が発行する試験証明書を活用することが可能となったため、試験結果の不確かさを規格適合性の評価において取り扱うための指針を示すこととした。

なお、この指針は、認定機関が定める「JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針」の 4. 2 「カテゴリー分類の定義」によるカテゴリー毎に規定する。*1

2. JNLA の試験結果の規格適合性の表明に関する指針 略

(1) カテゴリー分類 第 I 類「定性試験」略

(2) カテゴリー分類 第 II 類「定量試験 A」

(2)–1 JIS Q 17025 の 5.4.6.2 注記 2 に規定される所定の要件を満たした JIS の試験方法に厳密にしたがって試験を行う場合、規格値は所定の不確かさが考慮された上で決められていると考えることができるた

め、規格適合性の表明に際して試験所は自身で新たに測定の不確かさを見積って考慮する必要はなく、次の(a)又は(b)により適合性を判定し表明することができる。

(a)・(b) 略

(2)ー2 略

(3) カテゴリー分類 第三類「定量試験 B」*2 略

図 (APLAC TC 004 から抜粋)

ケース 1 略

ケース 2

試験結果は上限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。

したがって、適合は宣言できない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、適合の宣言が可能かもしれない。

ケース 3

試験結果は限界自体に乗っている。したがって、適合も不適合も宣言できない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認でき、規格限界が試験結果 \leq 上限で定義されるなら、適合の宣言が可能かもしれない。規格限界が試験結果 $<$ 上限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース 4

試験結果は上限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。

したがって、不適合は宣言できない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース 5

不確かさ区間の半分を下に伸ばしても、試験結果は上限を超えている。

め、規格適合性の表明に際して試験所は自身で新たに測定の不確かさを見積って考慮する必要はなく、次の(a)又は(b)により適合性を判定し表明することができる。

(a)・(b) 略

(2)ー2 略

(3) カテゴリー分類 第三類「定量試験 B」*2 略

図 (APLAC TC 004 から抜粋)

ケース 1 略

ケース 2

試験結果は上限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。

したがって適合の宣言はできない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら適合の宣言は可能かもしれない。

ケース 3

試験結果は限界自体に乗っている。したがって適合も不適合も宣言できない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認でき、規格限界が試験結果 \leq 上限で定義されるなら、適合の宣言は可能かもしれない。規格限界が試験結果 $<$ 上限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース 4

試験結果は上限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。

したがって不適合は宣言できない。

しかし、95%以下の信頼の水準が容認できるなら、不適合の宣言は可能かもしれない。

ケース 5

不確かさ区間の半分を下に伸ばしても試験結果は上限を越えている。

したがって、製品は規格に適合しない。

上限 (の図) 略

下限 (の図) 略

ケース 6 略

ケース 7

試験結果は下限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。

したがって、適合は宣言できない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、適合の宣言が可能かもしれない。

ケース 8

試験結果は限界自体に乗っている。したがって、適合も不適合も宣言できない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認でき、規格限界が試験結果 \geq 下限で定義されるなら、適合の宣言が可能かもしれない。規格限界が試験結果 $>$ 下限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース 9

試験結果は下限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。

したがって、不適合は宣言できない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース 10

不確かさ区間の半分を上を伸ばしても、試験結果は下限を越えている。

したがって、製品は規格に適合しない。

附属書 (参考) 別紙 1 JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針 (抜粋)

4. 2 カテゴリー分類の定義

したがって、製品は規格に適合しない。

上限 (の図) 略

下限 (の図) 略

ケース 6 略

ケース 7

試験結果は下限を超えているが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。

したがって適合の宣言はできない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら適合の宣言は可能かもしれない。

ケース 8

試験結果は限界自体に乗っている。したがって適合も不適合も宣言できない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認でき、規格限界が試験結果 \geq 下限で定義できるなら適合の宣言は可能かもしれない。規格限界が試験結果 $>$ 下限で定義されるなら、不適合の宣言が可能かもしれない。

ケース 9

試験結果は下限未満だが、余裕は不確かさ区間の半分に満たない。

したがって不適合は宣言できない。

しかし、信頼の水準 95%以下が容認できるなら、不適合の宣言は可能かもしれない。

ケース 10

不確かさ区間の半分を上を伸ばしても、試験結果は下限を越えている。

したがって、製品は規格に適合しない。

(参考 1) JNLA の試験における測定の不確かさの適用に関する方針 (抜粋)

4. 2 カテゴリー分類の定義

(1) 第Ⅰ類「定性試験」略

(2) 第Ⅱ類「定量試験 A」

試験における測定の結果が数値で表される JIS の試験方法であって、ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 の注記 2※に該当するもの。試験所はその試験方法及び報告方法の指示に従うことによって ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 を満足することから、試験における測定の不確かさの見積もりを必要としない。ただし、その場合であっても試験所は自らの判断で(3)の①から④までのいずれかによって不確かさを見積もることができる。
※ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 の注記 2

広く認められた試験方法が測定の不確かさの主要な要因の値に限界を定め、計算結果の表現形式を規定している場合には、試験所はその試験方法及び報告方法の指示に従うことによってこの項目を満足すると考えられる (5.10 参照)。

(3) 第Ⅲ類「定量試験 B」

試験における測定の結果が数値で表される JIS の試験方法であって、ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 の注記 2に該当しないもの。この種類の試験に対し、ISO/IEC 17025 の 5.4.6.2 及び 5.4.6.3 の要求事項を満たす為に、試験所は以下の方法のいずれかによって不確かさを推定することができる。

①～④ 略

附属書 (参考) 別紙 2 APLAC TC 004 Issue No. 4 (Issue Date: 09/2010) 試験結果及び校正結果並びに仕様への適合性の表記方法 (抜粋)

2. 仕様への適合性の審査及び報告

2.1 ISO/IEC 17025:2005 の 5.10.3.1 c)との整合性から、この指針では、試験が表記された仕様に従って実施され、依頼者又は仕様が適合性の表記を要求する場合、試験結果が当該仕様への適合性の有無を示す表

(1) 第Ⅰ類「定性試験」略

(2) 第Ⅱ類「定量試験 A」

試験における測定の結果が数値で表される JIS の試験方法であって、JIS Q 17025 の 5.4.6.2 の注記 2※に該当するもの。試験所はその試験方法及び報告方法の指示に従うことによって JIS Q 17025 の 5.4.6.2 を満足することから、試験における測定の不確かさの見積もりを必要としない。ただし、その場合であっても試験所は自らの判断で(3)の①から④までのいずれかによって不確かさを見積もることができる。
※JIS Q 17025 の 5.4.6.2 の注記 2

広く認められた試験方法が測定の不確かさの主要な要因の値に限界を定め、計算結果の表現形式を規定している場合には、試験所はその試験方法及び報告方法の指示に従うことによってこの項目を満足すると考えられる (5.10 参照)。

(3) 第Ⅲ類「定量試験 B」

試験における測定の結果が数値で表される JIS の試験方法であって、JIS Q 17025 の 5.4.6.2 の注記 2に該当しないもの。この種類の試験に対し、JIS Q 17025 の 5.4.6.2 及び 5.4.6.3 の要求事項を満たす為に、試験所は以下の方法のいずれかによって不確かさを推定することができる。

①～④ 略

(参考 2) 本指針の策定にあたり参考とした国際機関 (ILAC, APLAC) の規格 (仕様) 適合性の評価に関する指針 (抜粋)

記を試験証明書に含めなければならない、ということを要求する。不確かさが適合性の表記に影響を与える可能性があるケースが幾つか存在するので、これらを以下に吟味する。

2.2 最も単純なケースは、仕様が、試験結果が任意の信頼水準の不確かさにより展開される場合に、定義された仕様限界値を外れてはならない又は中に入ってはならない、と定めている場合である。このようなケース (附属書 (参考) の図のケース 1、5、6 及び 10) では、適合性 (不適合性) の審査は、わかりやすいものとなるであろう。

2.3 もっと頻繁にあるのは、仕様が証明書又は報告書に適合性の表記を要求しながら、適合性の審査に及ぼす不確かさの影響を考慮することに言及しないケースである。このようなケースでは、試験結果が仕様限界値内に入っているかどうかに基づき、不確かさを考慮することなく、ユーザが適合性を判定することが適切な場合がある。

例えば、ある棒の直径の測定結果が 0.50 mm で、その棒の仕様限界値が 0.45 mm から 0.55 mm の間にある場合、ユーザは、その棒が測定の不確かさを考慮することなく要求事項を満たしていると結論付けてよい。

これは、合意された測定方法によって製品が試験された後で、仕様を満たさないかもしれないリスクの一部を、エンドユーザが負うことから、しばしば「共有されたリスク (shared risk)」と呼ばれる。この場合、合意された測定方法の不確かさは受入れ可能であるという絶対的な前提があり、かつ、必要な場合に不確かさを評価できることは重要である。国家の法規制は、共有されたリスクの原理を無効としたり、不確かさのリスクを一つの当事者に負わせることができる。

2.4 依頼者と試験所との間の契約、実施基準又は仕様により、適用する方法の正確さが十分であり、適合性を判定する場合に、不確かさは明示的に考慮する必要がないということを表記してもよい。共有されたり

スク (shared risk : 上述) に関する同様の検討事項は、このような状況下で適用する。

2.5 基準、試験仕様、依頼者の要求事項、契約、実施基準のいずれも存在しない場合、以下のアプローチを採用してよい。

(a) 信頼水準 95%の拡張不確かさ区間の半分を延長しても、試験結果が仕様の限界値を超えなければ、仕様への適合を表明することができる (図のケース 1 及び 6)。

(b) 試験結果を拡張不確かさ区間の半分を下方に延長しても、試験結果が仕様の上限を超えている場合、仕様への不適合を表明することができる (図のケース 5)。

(c) 試験結果を拡張不確かさの区間の半分を上方に延長しても、試験結果が仕様の下限に満たない場合、仕様への不適合を表明することができる (図のケース 10)。

(d) 一つの試験結果が、同じ製品単位からのサンプルで、より多く試験する可能性なしに、仕様限界に十分に接近しており、拡張不確かさ区間の半分が限界値と重なる場合、表明された信頼水準で適合や不適合を確認することは不可能である。試験結果及び拡張不確かさは、適合も不適合も実証できなかったことを示す表記とともに報告されるのが望ましい。これらの状況 (図のケース 2、4、7 及び 9) に適用される適切な表記は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は仕様の上 (下) 限に対して測定の不確かさの幅を満たしていない。したがって、信頼水準 95%で適合/不適合を表記することはできない。しかし、95%未満の信頼水準が容認できるならば、適合/不適合の表記は可能かもしれない。』

法令が拒否又は承認に関する決定を要求するならば、図のケース 2 及び 7 の場合は (信頼水準 95%未満の計算及び報告を用いて) 仕様限界への適合を表記することができる。図のケース 4 及び 9 の場合は (信頼の

(a) 試験結果に信頼水準 95%の拡張不確かさ区間を加味しても、規格の上限及び下限のいずれも超えないならば、規格への適合が宣言できる (図のケース 1 及び 6)。

(b) 試験結果から拡張不確かさの片側区間分を差し引いた値が規格の上限を越えている場合、規格への不適合が宣言できる (図のケース 5)。

(c) 試験結果に拡張不確かさの片側区間分を加えた値が規格の下限を下回っている場合、規格への不適合が宣言できる (図のケース 10)。

(d) 試験結果が規格限界に十分に接近しており、拡張不確かさの片側区間が規格限界とオーバーラップしているならば、規定の信頼水準で適合や不適合を確定するのは不可能である。試験結果及び拡張不確かさは、適合も不適合も証明できなかったことを示す声明とともに報告されるのが望ましい。これらの状況 (図のケース 2、4、7 及び 9) に適用される適切な声明は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は測定の不確かさ未満の偏差をもって規格限界の上 (下) 側にある。したがって、信頼水準 95%で適合/不適合を宣言することはできない。しかし、95%未満の信頼水準が容認できるならば、適合/不適合の宣言は可能かも知れない。』

法令がどうしても規格適合の可否に関する決定を要求するならば、図のケース 2 及び 7 の場合は (信頼水準 95%未満でなら) 規格限界への適合を宣言できる。図のケース 4 及び 9 の場合は (信頼の水準 95%未

27/29

水準 95%未満の計算及び報告を用いて) 仕様限界への不適合を表記することができる。

製品 1 単位から二つ以上のサンプルを試験できる場合、あるいは繰り返し試験ができる場合、再現試験や試験の繰り返しを実施することが望ましい。同一サンプル若しくは繰り返し試験でのすべての試験結果の平均値及びこの平均値に付随する新しい不確かさを推定した後、上記 2.5(a) から(d)と同様の判断が行われるのが望ましい。

注記: 2.5 項の(a)から(d)までは、測定された値についての不確かさの分布曲線が平均値に対して対称であることの仮定に基づいている。ある場合には、これは正しくない、たとえば、測定された値に対する有意な補正が正しくなく、しかし不確かさの寄与が考えられる場合、あるいは傾斜分布を持つことが知られている支配的な不確かさの要素が他の不確かさの要素と結合されて、あたかも正規分布をしている場合である。これらの場合、測定値と測定の不確かさについてのより正確な計算により、一義的な結論を出すことができるだろう。

(e) 試験結果がちょうど仕様限界上にあるならば、表明された信頼水準での適合や不適合を表記することはできない。試験結果及び拡張不確かさは、表明された信頼水準では適合も不適合も実証できなかったことを示す表記とともに報告するのが望ましい。これらの状況 (図のケース 3 及び 8) に適用される適切な表記は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は仕様限界値に等しい。したがって、どの信頼水準でも適合又は不適合を表記することはできない。』

法令が、信頼水準に拘わらず、適合又は不適合の形で評価に係る表記を要求するならば、2.3 を考慮して、表記は仕様の定義に依存した次のようなものが考えられる。

・仕様限界が “<” 又は “>” で定義され、試験結果が仕様限界値に等

満でなら) 規格限界への不適合を宣言できる。

可能な場合、再試験が望ましい。同一試験対象のすべての試験結果の平均値及びこの平均値に付随する新しい不確かさを推定した後、上記 (a)から(d)と同様の判断が行われるのが望ましい。

(e) 試験結果がちょうど規格限界上にあるならば、規定の信頼水準での適合や不適合の宣言はできない。試験結果及び拡張不確かさは、規定の信頼水準では適合も不適合も証明できなかったことを示す声明とともに報告するのが望ましい。これらの状況 (図のケース 3 及び 8) に適用される適切な声明は、例えば次のようなものであろう。

『試験結果は規格限界値に等しい。したがって任意の信頼水準で適合又は不適合の宣言はできない。』

法令が信頼水準を無視して適合や不適合の形態で評価する声明を要求するならば、声明は規格 (仕様) の定義に依存した次のようなものが考えられる。

・規格限界が “<” 又は “>” で規定され、試験結果が規格限界値に

28/29

しいならば、不適合を表記することができる。

・仕様限界が“ \leq ”又は“ \geq ”で定義され、試験結果が仕様限界値に等しいならば、適合を表記することができる。

可能であれば、上記 2.5(d)の最後の段落で説明されているように、試験や測定を繰り返すことが望ましい。

等しいならば、不適合が宣言できる。

・規格限界が“ \leq ”又は“ \geq ”で規定され、試験結果が規格限界値に等しいならば、適合が宣言できる。